

幕張インターナショナルスクールPTA規約

第1章 名 称

第1条 本会の名称は、幕張インターナショナルスクールPTA(MIS PTA)とし、住所を〒261-0014千葉県千葉市美浜区若葉3-2-9に置くものとする。

第2章 目 的

第2条 保護者と教員が協力して生徒の国際的な精神を育み、バイリンガル教育に貢献するよう、目的を次のとおりとする。

1. 家庭、学校及び地域社会における生徒の生活の向上に努める。
2. 家庭と学校の緊密な関係を構築する。
3. 学校の活動への貢献や、設備の提供を通じた学校生活の向上を図る。

第3章 方 針

第3条 この会はその活動を広く会員に周知し、開かれた運営を行う。

第4条 この会は役員を広く募り、多くの参画のもと運営を行う。

第5条 この会は常に建設的な意見交換をもって会の目的を達成する。

第4章 会 員

第6条 この会の会員は、MISに在籍する生徒の保護者、またはこれに代わる者、および学校の教職員をもって組織する。

第7条 年会費を支払った会員のみが、本会の活動に参加し、総会での投票権を有するものとする。

第8条 会員は、生徒ひとりあたり年会費5,000円を納めるものとする。

第9条 会費は、金融機関口座より自動引き落としで学校を通じて徴収する。

第10条 会費は年会費として原則2学期の授業料と共に引き落とされる。会費はいかなる理由においても返金はしない。退校する際も時期を問わず返金はされない。

第11条 会員は、オブザーバーとして役員会に出席することを可能なものとする。

第12条 会員は、役員会での投票権を有さない。

第13条 学校、生徒或いは教職員に危害を与える、またはこの会に不名誉を与えた場合は、会員を除名される。会員の除名処分については役員会で決議されるものとする。

第5章 総 会

第14条 総会は、この会の最高決議機関であり、全会員で構成される。

第15条 総会は、原則として年に2回、3月と5月に開催するものとする。

第16条 以下の事項において、3月の総会にて役員会が報告し、決議を要するものとする。総会の議長は会長が務める。

1. 承認済みの予算に対する実績報告
2. 先期の会計報告
3. 先期の活動報告
4. 次年度の幹部役員(会長、副会長、監査役)の選任

第17条 以下の事項において、5月の総会にて役員会が報告し、決議を要するものとする。総会の議長は会長が務める。

1. 新年度予算
2. 新年度の活動計画
3. 規約の改定

第18条 臨時総会は、役員会において総会開催の決議があったとき、会長が招集する。

第19条 総会の投票権は、生徒ひとりにつき一票とする。

第20条 総会の議事は、以下のいずれかの投票形式で決定される。

1. 総会の出席者による投票
2. オンライン投票
3. 総会の出席者とオンライン投票の両方

第21条 議事は、第20条のいずれかの形式で投票した過半数の賛成で決定する。ただし、規約の改定については3分の2以上の承認を必要とする。

第6章 役 員

第22条 役員は、基本的に会員の立候補により選出されるものとする。在校生には毎年2月を目安に、新入生においては毎年4月に、全対象者に対しPTA役員への参加を募る。

第23条 役員の任期は翌年の3月の総会で次年度幹部役員が承認されるまでとする。

第24条 役員は、期中においても随時募集を行い、立候補者は役員会において半数以上の承認を得て、新たな役員とする。

第25条 役員は、役員会や委員会会議で、活発な意見交換を行い、協働する。

第26条 役員は、役員会にて投票権を有する。

第27条 役員は、できるだけ役員会に出席する。

第28条 役員は、退任する際に、業務の引き継ぎや運営ノウハウの継承のために、オブザーバーとしてPTA役員会に残ることを奨励される。

第7章 役 員 会 と 幹 部 役 員

第29条 役員会は、総会に次ぐ決議機関であり、校長あるいは学校代表者と幹部役員と一般役員で構成される。

第30条 役員会は、原則月1回の頻度で開催する。

第31条 幹部役員は会長(1名)、副会長(2名以上)、監査役(1名以上)で構成するものとし、主な職務は以下のとおりとする。

(会長)

1. 会長は、役員会での選挙を経て選任される。
2. 会長は、毎年決定するものとし、最長任期は原則3年とする。
3. 会長は、原則PTA役員の経験者であることが求められる。
4. 会長は、この会の目的を達成すべく、役員の業務並びに各委員会運営を統括する。
5. 会長は、総会ならびに役員会の議長を務める。
6. 会長は、各委員会の委員長を指名する。
7. 会長は、役員会の決議に基づき、契約に署名する権限を有する。
8. 会長は、銀行口座のすべての手続きにおいて報告を受けなければならない。

(副会長)

1. 副会長は、役員会での選挙を経て選出される。
2. 副会長は、毎年決定するものとし、最長任期は原則3年とする。
3. 副会長は、会長の補佐を行う。
4. 副会長は、会長不在時に総会ならびに役員会の議長を務める。
5. 副会長は、会長職が空席になった場合、任期満了または新会長就任までの間、会長の職務すべてを代行する。
6. 副会長は、会員名簿の作成と更新を行う。
7. 副会長は、役員名簿の作成と管理を行う。

(監査役)

1. 監査役は、役員会での選挙を経て選任される。
2. 監査役は、毎年決定するものとし、最長任期は原則3年とする。
3. 監査役は、役員会が規約およびそれに準ずるものに則った運営がなされていることを監査する。
4. 監査役は、会計に不備がないことを監査する。

第32条 毎年2月末日までに役員会で、次期会長、副会長、監査役を選任する(次期幹部役員候補者とする)。その後、総会で次期幹部役員の決議を行うものとする。決議に際しては、委任状を含め総会出席者の半数以上、またはオンライン投票参加者の半数以上で承認を得なければならない。

第8章 委員会

第33条 透明性と分業を図るため委員会を設置し、一般役員は、以下のいずれかの委員会に所属しなければならない。

1. 会計委員会
2. 広報委員会
3. 企画委員会
4. 寄付委員会
5. 会則委員会
6. IT委員会

第34条 各委員会の主な職務は、以下のとおりである。

(会計委員会)

1. PTA資金を適切に管理する。
2. 総会にて、予算案、決算の報告を行う。
3. 総会で決定された予算に基づき、経費を支出する。
4. 関連法規に基づき、適切に会計帳簿を記録し、銀行書類、契約書、請求書、領収書、予算、通帳等を保管する。帳簿や書類の保存期間は10年間とする。
5. 銀行口座の入出金に関わる権限を有する。また、出納管理を月次で行い、幹部役員へ報告をする。
6. 会員および役員会の要求に基づき、書面および口頭にて会計報告を行う。
7. 監査役の要求に基づき、会計帳簿を提出する。

(広報委員会)

1. MIS PTAホームページに活動内容を報告し、学校と家庭の相互理解を深める。
2. PTA広報誌の企画、取材、制作、発行のとりまとめを行う。
3. 総会および役員会の議事録を作成し、保管する。
4. 本規約の写し、文書、データを管理し、保管する。
5. 年度末に活動報告書をまとめ総会で報告する。

(企画委員会)

1. 文化的、体育的行事を通して、会員や子供たちとの親睦を深めるためを目的に、実行委員として運営する。
2. 保護者向けの講演会や学習会、子どもの教育などについての講演会を企画、運営する。
3. 年度末に活動報告書をまとめ総会で報告する。

(寄付委員会)

1. MISにおける教育環境の充実、生活向上を図るための寄贈品を学校と相談しながら決定する。また、寄贈品に付随する募金活動の提案や実行を行う。
2. 募金活動における収支報告書を会計委員会に報告する。
3. 年度末に活動報告書をまとめ総会で報告する。

(会則委員会)

1. 本規約の作成、改定業務を担う。
2. 役員会および総会等の会議設営ならびに運営を担う。
3. 年度末に活動報告書をまとめ総会で報告する。

(IT委員会)

1. PTA活動に必要なIT環境を整える。
2. mispta.comドメインの管理をする。
3. Google Workspace (Drive、カレンダーなど)の管理をする。
4. メールリングリスト、WEBサイトの管理をする。
5. 年度末に活動報告書をまとめ総会で報告する。

第35条 委員会のリーダーは毎年決定するものとし、最長任期は原則5年とする。

第36条 会長、副会長は必要に応じて各委員会のサポートをするものとする。

第37条 会長は必要に応じて新たな委員会を設置できるものとし、役員会へ提案する。

第38条 新たな委員会の設置、および委員会を閉鎖する際には、役員会にて出席者の半数以上の承認を要する。

第9章 役員 の 罷 免

第39条 以下に該当する場合、役員は自動的に罷免されるものとする。3においては、3分の2以上の役員の同意をもって罷免されるものとする。

1. 本会を脱会した場合。
2. 書面により辞任の意を役員会に表明した場合。
3. PTA活動に於いて、犯罪あるいは不道德な行為を行った場合。

第10章 資 金 と 資 産

第40条 この会の資金は、PTAの目的の推進のためにのみ使用される。

第41条 この資金の主な分配と用途は以下のとおりである。

1. 運営費(事務費、オンラインツール契約料等)
2. 活動費(保険料等)
3. 寄贈品の購入(次期繰越となることがあるが、会員の子弟が公平に寄贈品の便益を享受する観点から原則2年を超えないこととする)

第42条 資金から20万円を超えて臨時に支出する際には、臨時総会を開き、委任状を含めた出席者あるいはオンライン投票に参加した過半数の承認を得なければならない。

第43条 資金から20万以下を支出する際には、役員会に出席する半数以上の承認を得なければならない。

第44条 会員は、常識的な範囲内での立替払いの補填を除いては、直接的にも間接的にも、如何なる資金・資産もPTAから受け取らないものとする。

第11章 会 計 年 度

第45条 MIS PTAの会計年度は、3月1日より翌2月末日までとする。

第12章 改 正 手 続 き

第46条 本規約の改定を行う場合は、変更箇所の提示を書面にて行い、役員会で決議を取った上で、総会または臨時総会にて承認されるものとする。承認には総会または臨時総会の出席者、またはオンライン投票に参加した者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第47条 改正案は可決後速やかに効力を持つものとする。

第13章 言 語

第48条 この規約は、英語と日本語ともに作成し、修正や加筆は同時に行うものとする。

第14章 附 則

第49条 本規約は2009年より施行する。

2022年3月1日 改正

2024年3月5日 改正（第10条修正、第28条追加、第34条IT委員会追加、第41条修正）